

# 益子都市計画マスタープラン 目次

## 《都市計画マスタープランの見直しについて》

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1) 益子都市計画マスタープランとは          | 1 |
| 2) 益子都市計画マスタープランの内容         | 1 |
| 3) 益子都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方 | 2 |

## -全体構想-

### 第1章 まちの将来像 3

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1) これからの都市づくりの視点 | 3 |
| 2) まちづくりの基本理念    | 6 |
| 3) 将来人口の見通し      | 7 |
| 4) 将来像の設定        | 8 |

### 第2章 まちづくりの基本方針 13

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1) 土地利用の方針      | 13 |
| 2) 交通体系の方針      | 16 |
| 3) 水と緑の方針       | 19 |
| 4) 住宅の方針        | 22 |
| 5) 防災・減災の方針     | 22 |
| 6) その他のまちづくりの方針 | 23 |

## -地域別構想-

### 第3章 地域別構想 24

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ■地域の設定            | 24 |
| ■地域別まちづくり         | 25 |
| 1) 益子地域           | 25 |
| 2) 七井地域           | 27 |
| 3) 田野地域           | 28 |
| 4) 益子・七井・田野をつなぐ地域 | 29 |
| 5) その他の地域         | 30 |

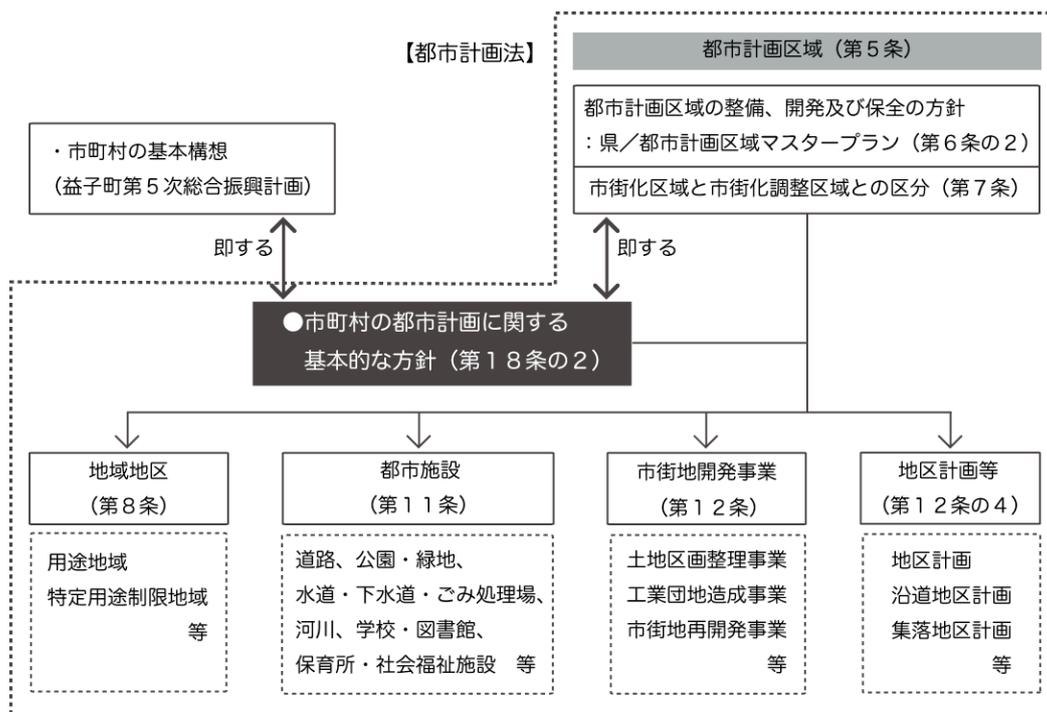
# 《 都市計画マスタープランの見直しについて 》

## 1) 益子都市計画マスタープランとは

都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる、市町村における地域の実情や住民の意向を反映した、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

目指すべき将来の都市像を定め、その実現のための土地利用、道路や公園の整備、地域の環境や街並みの形成など、今後の都市整備のあり方を明確にし、今後の各施策の実施における基本的な方針となります。

### 【都市計画法における都市計画マスタープランの位置づけ】



## 2) 益子都市計画マスタープランの内容

### ①対象区域

：益子都市計画区域に指定される益子町の行政区域全域（8,954ha）

### ②目標年次

：概ね 20 年後を見据え、計画期間を平成 26 年度（2014 年）から平成 45 年度（2033 年）と設定

### ③計画の構成

- ：全体構想 …都市計画区域全体のまちづくり計画  
（まちの将来像・まちづくりの基本方針）
- ：地域別構想 …町内の各地域の実情に応じた地域ごとのまちづくり計画

### 3) 益子都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方

『益子都市計画マスタープラン（既存計画）：平成 12 年 10 月』の策定より 10 数年が経過し、計画内容に基づいた取り組みの達成状況把握の必要性や、近年の社会経済情勢・国政の動向、それらに伴い変化する町民の意向等に応じた計画内容の一部修正・追加などを行う必要性が生じました。

こうした状況を踏まえ、益子町の現状に即したより効果的な施策展開につながるよう、既存計画の見直しを行い、今後 20 年間の都市づくりを見据えた新たな計画として位置づけを図るものです。

#### 【益子都市計画マスタープラン（既存計画）見直しの基本的な考え方】

